

盛岡広域振興局長告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年6月29日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371400219	特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平	ヘルパーステーション 里・つむぎ	八幡平市田頭第12地割94 番地1	平成30年5月31日
0371400243	株式会社アーベイン・ケ ア・クリエイティブ	オークフィールド八幡 平訪問介護事業所	八幡平市松尾寄木第11地 割20番地	〃